ケーブルプラス電話サービスご利用規約

第1条（総則）

井原放送株式会社（以下「当社」といいます。）は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社（以下あわせて「KDDI等」といいます。）が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「ケーブルプラス電話サービスご利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス（以下、単に「電話サービス」といいます。）に関する端末設備の提供および当社所定の工事（以下あわせて「本サービス」といいます。）を行います。

2．本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。

3．当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次のとおりとします。

（1） 端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客様（第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。）に貸与するサービス

（2）工事サービス

電話サービスの提供を受ける為に必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部を行うサービス

第4条（利用契約）

本サービスを利用しようとする方（以下「お客様」といいます。）は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

2．当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

3．当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。

（1）お客様とKDDI等の間において電話サービスに係る契約（以下「電話契約」といいます。）が締結されていない場合。

（2）申込みにあたりお客様が虚偽の内容を当社に申告し、又はそのおそれがある場合。

（3）お客様が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はそのおそれがある場合。

（4）過去に、お客様の責めに帰すべき事由により当社とお客様との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除され又はお客様に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。

（5）その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条（申込みの撤回等）

お客様は、申込みの日から起算して8日以内に、書面によりその申込みの撤回を行うことができます。

2．前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。

3．第1項の規定により申込みの撤回を行なった方は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行なった場合等、申込みをしようとする方に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。

4．前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合にはお客様はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条（端末設備貸出サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条（工事サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部（以下「工事サービス」という）を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

第8条（お客様の工事協力）

お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。

2．当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。

3．お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置し

ていただきます。
4. お客様は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。お客様は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条（工事費）
お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金（当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」という）を当社に支払う義務が発生します。

第10条（KDDI等の提供サービスに係る債権の譲渡等）
当社は、お客様に、その「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI等の債権（以下、「電話サービス料金」という）を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDI等は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条（請求と支払等）
お客様は、工事費および電話サービス料金は当社が別に定めるところによりお支払いただきます。
2. 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
3. お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
4. 当社指定の金融機関から電話サービス料金の口座引き落としが出来なかった場合、1ヶ月分の利用料毎に110円が手数料として加算されます。また、お客様が、電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14. 5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）の割合による遅延損害金を支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第12条（利用停止等）
お客様が工事費および電話サービス料金等の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納方法以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できない場合を含みます）は、ケーブルプラス電話約款に定めるところにより、ケーブルプラス電話の利用を停止することがあります。
2. 当社は、前項の規定により、ケーブルプラス電話の利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用を停止する日および期間をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は この限りではありません。
3. 当社は、施設管理の必要上、または天災事変等、当社の責に帰さない事由によりサービスの利用を中止することがあります。ただし、本項の利用中止による損害の賠償には応じません。

第13条（当社が行う契約の解除）
当社は、次の場合には本サービスの契約を解除することがあります。
（1）お客様が工事費又は電話サービス料金その他の債務の全部又は一部について支払期限を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
（2）契約の申込みに当たって、事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。
（3）当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しまたはその設備に線条その他の導体を接続したとき。
（4）電気通信回線の地中化等、当社またはお客様の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
（5）工事契約またはお客様と当社との間で成立した契約に違反したまたは違反するおそれがある場合。
（6）その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
尚、お客様は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。
2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。
3. 当社が第 1 項の規定によりケーブルプラス電話契約の解除を行ったのちに、契約を解除されたお客様が利用料金・工事費等の債務を完済するなど契約解除の原因を解消した場合当社はケーブルプラス電話の再契約に応じます。ただし、この場合、契約の解除前に利用していた電話番号の再利用はできません。

第14条（お客様が行う契約の解除）
お客様が利用契約を解除しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
2. お客様とKDDI等の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。
3. 利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

第15条（利用契約に係るお客様情報の利用）
当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社のケーブルプラス電話サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務

の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開する個人情報保護方針において定めます。

第１６条（最低利用期間）
ケーブルプラス電話には開通日の翌月から１２ヶ月間の最低利用期間が有ります。

第１７条（協議）
お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

附則
本改正規約は2014年4月1日より適用します。
2020年8月1日より本改正規約を適用します。
2022年7月1日より本改正規約を適用します。
2023年2月1日より本改正規約を適用します。
2024年1月1日より本改正規約を適用します。

別紙　端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. ホームゲートウェイ機器の貸出
（1）当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。

2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
（1）当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所（但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。）に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
（2）お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
（3）ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
（4）当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等
（1）お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
（2）お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
（3）お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」といいます。）を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。
（4）前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

5. 責任の範囲
（1）当社およびKDDI等（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
（2）当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
（3）前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
（4）当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表1
［工事費］

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの利用開始	CATV既契約者	追加工事	1ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
	CATV未契約者	新規工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額
本サービスの解除	ケーブルプラス電話契約者	撤去工事	1 ケーブルプラス接続回線ごと	別に定める実費相当額	別に定める実費相当額

別表2
ホームゲートウェイ機器購入代金相当額　1 端末ごとに

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	税抜額15,000円